

## ○クラブ・サークル協議会規約

第1条 この協議会は群馬大学クラブ・サークル協議会と称し、群馬大学荒牧キャンパス内に置く(群馬県前橋市荒牧町4-2)

第2条 このクラブ・サークル協議会は、クラブ・サークル活動における共通性を持った諸問題等を解決し、より良きクラブ・サークル活動のために以下の事項を実現することを目的とする。

1 クラブ・サークル活動の自由と発展。

2 各クラブ・サークルに共通する問題点を全クラブ・サークルで解決し、各クラブ・サークル交流を深めると共に群馬大学クラブ・サークルの発展に貢献する。

3 クラブ・サークル活動運営のための予算配分。

第3条 クラブ・サークル協議会は、群馬大学における学生団体活動心得第3の結成手続きにより許可された各クラブ・サークルを代表する1名の責任者によって構成する。

第4条 クラブ・サークル協議会は、文化祭、体育大会等学生が参加する行事に協力する。

第5条 各クラブ・サークルは、クラブ・サークル協議会の諸決定に従わなければならない。

第6条 クラブ・サークル協議会の最高機関は総会とし、その下に委員会を置く。

第7条 クラブ・サークル協議会総会は、毎年1回2月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

第8条 クラブ・サークル協議会総会の招集

1 クラブ・サークル協議会総会は議長が招集する。

2 全クラブ・サークルの10分の1が必要と認められた時、議長に対しクラブ・サークル協議会の招集を請求することができる。

第9条 議長は、クラブ・サークル協議会総会の招集および議題を開催予定日一週間前までに通知しなければならない。

第10条 クラブ・サークル協議会の決議は、クラブ・サークル協議会全構成員の過半数が出席し、出席した人員の過半数をもって行う。

第11条 クラブ・サークル協議会総会においては、以下のことを行う。

1 クラブ・サークル活動における諸問題の討議及び決議。

2 予算に関する討議及び決議。

3 委員の選出、承認。

4 その他、必要と認められる事項の討議及び決議。

第12条 クラブ・サークル協議会総会の決議によって、議長1名、副議長1名、書記2名、会計2名を委員として選出する。

第13条 委員会は議長が招集し、以下の職務を行う。

1 委員会の過半数をもって、クラブ・サークル協議会総会の招集の決定。

2 クラブ・サークル協議会総会の議事進行。

3 予算の管理及び収支報告。

4 その他、クラブ・サークル協議会の運営を円滑に行うために必要な事項。

第14条 委員の任期は2年で、2月に行われるクラブ・サークル協議会総会から翌年の2月に行われるクラブ・サークル協議会総会までとする。ただし、止むを得ない事情で委員を続行できない場合は、2年目に限り同クラブ・サークル内で引き継ぎを行うことにより続行する。

第15条 サークルからクラブへの承認は、クラブ・サークル協議会総会において行う。

第16条 クラブへの承認申請にあたっては、以下の事項を満たしていなければならない。

1 本学教員を顧問とすること。

2 サークルとしての活動が連続5年以上であり、構成員が10名以上であること。

第17条 サークルとは毎年2月のクラブ・サークル協議会総会において、5名以上の構成員を持って登録を行った団体をいう。

第18条 クラブ・サークル協議会総会に1年間1度も出席しないクラブ・サークル、及び団体現況報告書が1年間未提出のクラブ・サークルは次年度よりクラブ・サークル協議会から除名する。

第 19 条 本規約の改正は、クラブ・サークル協議会総会に出席した団体の 3 分の 2 の支持を得なければならない。

第 20 条 クラブ・サークル協議会に文化部、運動部を置く。クラブ・サークル協議会で必要と認めた場合には特別委員会を設けることができる。

第 21 条 後援会、同窓会等から予算支給が行われているクラブは、群馬大学クラブ・サークル協議会からの予算配布の対象外にあたる。ただし、協賛金・大会参加費等別途支給は除く。

第 22 条 総会は、群馬大学クラブ・サークル協議会に所属する各クラブ・サークルの代表者の出席を要する。ただし、やむを得ない事情で出席できない場合は、同クラブ・サークル内で代理を立てることによって出席と見なす。

第 23 条 予算配布対象はクラブのみである。サークルは原則として予算配布対象外とする。

#### 附則

この一部改正の規約は、令和 2 年 1 月 3 1 日から施行する。